

保護者向け

特別支援教室 入退室のご案内

(令和5年度版)



多摩市教育委員会

特別支援教室とは？

特別支援教室は、発達障害のある児童・生徒が学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになることを目的としています。

多摩市立小・中学校で特別支援教室の利用申請ができるのは、以下の全てに該当する児童・生徒です。

- ① 多摩市立小・中学校に在籍し、他の通級による指導を受けていない
- ② 通常の学級に在籍し、知的障害はないが、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害があって、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部、特別な指導を必要とする児童・生徒である
- ③ 在籍学級における学習上、又は生活上の困難さがあり、在籍校と保護者及び児童・生徒とで、特別支援教室の利用について合意形成が図られている

特別支援教室入室までの流れ



気付き・共有

保護者や在籍校がお子さんの困難さに気付き、情報共有をします。

在籍校での支援の検討

在籍校が、お子さんの困難さの状況を確認し、必要な支援・指導を検討します。その際、在籍校から保護者へ、次のことをお勧めする場合があります。

(1) 市や都が派遣する心理士等によるお子さんの様子の把握

心理士等が専門的な見地から助言することで、お子さんの教育的ニーズや必要な支援内容・方法の検討に生かすことができます。

(2) 知能検査（WISC-IV等）の受検※

お子さんの得意なことや苦手なことなどの特性を把握し、お子さんに適した支援・指導の手だてを検討する資料とすることができます。

学校と保護者との合意形成

在籍校から検討内容を伝えたり、保護者のご意見を伺ったりします。心理士等の意見を聞き取ったり知能検査等のアセスメントを実施したりした場合は、その結果を在籍校と保護者とで共有し、支援・指導方法を検討します。

お子さんへの支援・指導の手だては、特別支援教室の利用だけに限りません。話し合いを重ねる中で、よりよい支援・指導方法について、合意形成を図っていきます。お子さん本人の気持ちも大切にします。



特別支援教室の利用申請書作成・提出

特別支援教室の利用について、在籍校と保護者及びお子さんとの間で合意が図られた場合は、特別支援教室の利用申請に必要な書類を作成し、在籍校から教育センターへ提出します。



多摩市教育委員会による判定委員会

在籍校から提出された資料等に基づき、市教育委員会が特別支援教室の利用についての適否を決定します。

利用が適当でないと判定される場合もあります。その際は、改めて在籍校とともにお子さんの支援・指導について検討してください。



特別支援教室の指導開始

特別支援教室の利用が決定した場合は、「確認書」の提出や個別指導計画の作成、指導時間割の決定等を経て、「原則の指導期間」での指導を開始します。

※学校生活の一年間のサイクルが終了する時点で、必ず振返りを行うという趣旨で、指導期間を原則1年間と定めています。

◇◇令和5年度の申請◇◇

- | | | | | | |
|-----|-----|----|---|-------|---------|
| 第1回 | 5月 | 締切 | → | 7月 | 入室・指導開始 |
| 第2回 | 7月 | 締切 | → | 9月 | 入室・指導開始 |
| 第3回 | 10月 | 締切 | → | 12月 | 入室・指導開始 |
| 第4回 | 11月 | 締切 | → | 次年度4月 | 入室・指導開始 |

※知能検査（WISC-IV）の受検について

多摩市教育委員会では、特別支援教室利用申請時の必要書類の1つとして、知能検査結果報告書の提出をお願いしています。ここ2年以内に検査を実施している場合は、その検査結果をご提出ください。これまでに受検したことがない場合や、前回の受検から2年以上経過している場合は、医療機関等で検査を実施してください。特別支援教育マネジメントチームでも検査を実施できる場合があります。まずは学校にご相談ください。

*医療機関・特別支援教育マネジメントチーム共に、検査実施までには時間がかかります。



特別支援教室退室までの流れ

在籍校での検討

「原則の指導期間」終了後に向けて、また、保護者および在籍校から特別支援教室退室の提案があった場合、在籍校で退室に向けた検討や退室後の支援・指導についての検討を行います。

※全ての利用児童・生徒について、10月に意向確認や指導効果等の確認を行います。

学校と保護者との合意形成

在籍校から検討内容を伝えたり、保護者のご意見を伺ったりします。その際は、次のことなどについて在籍校から説明を受けたり検討したりします。

- 退室後の在籍学級等での支援・指導内容
- 再入室について
- 指導延長について（※年度初め入室の場合に適用）

特別支援教室退室や延長申請等の報告や申請書作成・提出

特別支援教室の退室や指導延長等について、在籍校と保護者及びお子さんとの間で合意が図られた場合は、必要な書類を作成し、在籍校から教育センターへ提出します。

多摩市教育委員会による判定委員会

在籍校から提出された資料等に基づき、市教育委員会が特別支援教室の退室や指導延長等についての適否を決定します。

退室・指導延長が適当でないと判定される場合もあります。その際は、改めて在籍校とともにお子さんの支援・指導について検討してください。

特別支援教室の退室

基本的に、原則の指導期間が終了する年度末又は年末の退室となります。

※在籍校と保護者との話し合いの上、他の時期（5月～9月）に退室する場合は、毎月1日（土日・休日の場合は直後の平日）を書類提出締切日とし、退室が適当と判定された場合は、締切月の末日退室となります。